

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3 月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第27号

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例（平成14年岩手県条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第4条 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) [略]</p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(自動車税の課税免除)</p> <p>第4条 介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者の指定を受けた特定非営利活動法人については、その所有する自動車のうち、次に掲げるサービスの用に供するもの（専ら通所者又は入所者の送迎の用に供するものに限る。）に対して課する自動車税を免除する。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p><u>(6) 介護保険法第8条第17項に規定する小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>(7) [略]</p> <p>(8) [略]</p> <p>(9) [略]</p> <p>(10) [略]</p> <p>(11) [略]</p> <p><u>(12) 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護</u></p> <p>2 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の特定非営利活動法人に係る県税の課税免除に関する条例第4条第1項の規定は、平成20年度分の自動車税から適用する。